

明治期における文語文法改定の試み

——「現行普通文法改定案調査報告之一」再考——

島田康行

0. はじめに

0. 1 「現行普通文法改定案調査報告之一」と「文法上許容スベキ事項」

明治39年に刊行された「現行普通文法改定案調査報告之一」（国語調査委員会編、以下「報告」と略称）の内容は、明治期のいわゆる普通文中、規範的な文法にはずれるいくつかの語法についてその史的変遷を示し、それらを文法上いかに位置づけるべきかを提案した、大矢透の私案である。

本書刊行の前年12月に告示された「文法上許容スベキ事項」（以下「許容」と略称）は、本書の内容を基礎としてまとめられたものである。「許容」告示後、国語調査委員会が本書を取って刊行した理由を、本書「諸言」は、告示の趣旨を周知させる上で「参考トナルベキ点モ少カラザルヲ以テ」と説明する。確かに本書には「許容」の掲げる個々の語法の史的変遷が仔細に論及されているが、そこで導かれている結論は必ずしも「許容」の内容とは一致しない。¹

大矢透が本書を為すにあたっては、それを基に「許容」がまとめられること、その周知のために本書が刊行されること、いずれも前提にあったわけではない。

「報告」の意図は、「従来ノ語法ニシテ、今文ニ適切ナラザル條々ヲ指摘シ、改定ノ私見ヲ加ヘ、新文法制定ノ参考ニ供シ、進ンデハ、之ヲ以テ普通教育ニ於ケル語法教授ノ標準」（本書「趣旨」）とすることにある。一方「許容」は、従来の規範に従えば破格・誤謬と見なされるいくつかの語法を「許容シテ在来ノ文法ト並行セシメンコトヲ期シ」「教科書検定又ハ編纂ノ場合ニモ之ヲ応用」（告示「理由書」）しようとした施策である。両者の性格には自ずと差があり、その差は記述の内容にも見て取ることができる。²

0. 2 問題の所在

岡本勲は一連の研究〔岡本(1981 a, 1981 b, 1982, 1989)〕において、「許

容」に掲げられた16項目の語法がそれぞれに異なる位相を持ち、普及・定着の度合いも一様でないことを繰り返し指摘する。岡本(1981b)では、「許容」第二・五・六項などの語法が、明治期を通じて小学校教科書(理科・地理・歴史・国語・修身)に、ごくまれにしか用いられないばかりか、新聞においてもほとんどあるいは補助的にしか用いられないことから、16項目の語法が果たして「慣用最モ弘キモノ」(告示「理由書」)であるか否か疑問であるとした。

「許容」の該当項は次のとおりである。

二 「シク・シキ」活用ノ終止言ヲ「アシシ」「イサマシシ」ナド用キル
習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ

五 「、セサス」トイフベキ場合ニ「セ」ヲ略スル習慣アルモノハ之ニ
従フモ妨ナシ

六 「、セラル」トイフベキ場合ニ「、サル」ト用キル習慣アルモノ
ハ之ニ従フモ妨ナシ

これら各項は「許容」告示後に刊行された第二・三期国定国語読本(尋常・高等)においても適用された例がない。もちろん国定国語読本の文章であれば、文法的にも規範的であることが要求されようが、実際に第二・三期の読本中に多くの適用例が見出せる「許容」項目がある。また、第二期と第三期とで明らかに適用の方針が異なると見なせる項目もある。³

「許容」の本文だけを見ても、そのような項目ごとの適用状況の差異が何に基づいているのかは決してわからない。本稿は「許容」の骨格となった「報告」の記述をたどることで、その適用に差異の生じた理由について究明を試みるものであり、適用基準の解明を目的とする研究の一端である。

1. 「報告」の記述の検討—「許容」本文との比較から—

1. 0 国定国語読本に現れない「許容」の語法

国語調査委員会は、当初から「現行普通文体ノ整理」を「普通教育ニ於ケル目下ノ急」⁴と位置づけて審議を進め、その結論たる「許容」の「理由書」にはこれを「教科書検定又ハ編纂ノ場合ニモ之ヲ応用」する旨を明記している。これを見るに「許容」については、教科書への適用を前提として調査・審議が進められ、答申・告示に至ったものと考えられる。

もとより「報告」は、普通文法の改定・整理を旨とする調査の結果報告であり、教科書における文語文法の統一を念頭においている。しかし、その「報告」

を骨子としてまとめられた「許容」は、実際には国定国語読本に現れない語法を含む形で告示されている。そのことは「報告」の記述とどのように関連しているのだろうか。

「許容」各項の語法はすべて「報告」の中で論及されている。以下、国定国語読本に適用されなかった「許容」項目の語法について、「報告」の該当部分の記述を検討する。

1. 1 「許容」第二項の語法

前に掲げた「許容」第二項の内容は、「報告」では「(十三)「シク、シ、シキ」活用ノ終止形ヲシ、トスル事」に当たる。

その本文は

中古文ニ於テハ「シクシシキ」活用ノ終止形ヲし、トスル例ナケレド、現行普通文ニ於テハ、しノ終止形ヲ以テ本格トしし、ハ叙述者ノ修辭上ノ取捨ニ委スベシ。

と、シク活用形容詞全般を対象にしている点で、「用キル習慣アルモノハ」と漠然と限定を加えた「許容」とは異なるが、内容はこれとほぼ一致する。

上のように規定する理由は、

徳川時代ニ至リ、殊ニ多ク用キラレ、隨筆、戯曲、小説其他ノ著作中、其例枚挙ニ暇アラザルニテモ、其習用ノ久シキヲ知ルベシ。殊ニ、戯曲、歌謡ノ類ニハ、一種ノ用途アリテ、全ク廃スベカラザルガ如シ。

と述べられ、「本格」はあくまで「～し」であるが戯曲・歌謡の分野ではひとつの修辭として用法が確立しているのでそれらまでは否定しない、という立場が明確にされている。例としても「汝が其覚悟勇まし、勇まし」と「歌謡ノ類」の一節が挙げられている。

岡本(1981b)は、この語法が明治期の小学校教科書中に「例外的である上、語彙的に「アシシ」に限られ」ること、殊に国語教科書には例がないことを指摘する。また、明治6～7、40～41年の新聞記事を対象とした岡本(1982)は「教科書の中で定着しないばかりか、新聞とは殆ど無縁の語法である」とする。なお、島田(1999)も明治35、45年の新聞論説記事の一部について同様の調査を試みているが、ここでも用例は見出されていない。

「慣用最モ弘キモノ」の一例として「許容」に立項されたこの語法は、実際には教科書や新聞の普通文に用いられることはごくまれであったと言える。しかし「許容」本文やその「理由書」にそのような説明は見られない。

これに対して「報告」の記述は、特定の分野での特定の用法を取り上げてそれを容認したものであり、はじめから位相差を想定した内容であると言えることができる。

1. 2 「許容」第五・六項の語法

規範文法の認める「手習せさす」「周旋せさす」に対して「手習さす」「周旋さす」を、また「解せらる」「解釈せらる」に対して「解さる」「解釈さる」を、どう位置づけるかの問題である。

「報告」では「(十一) 名詞及ビ字音語ニ附クサ行変格ノ未然形ヲせさとスルコト」がこれに当たる。

そこではこれらについて、サ変動詞の未然形に新たに「さ」を認め、従来の「せ」と、後続の語によって使い分けることを提唱した。これも「名詞及ビ字音語ニ附クサ行変格」全般について整理を試みている点、「略スルノ用キル習慣アルモノハ」と限定した「許容」とは態度が異なる。

「手習さす」「解釈さる」のような表現が現れたのは、「申さす」「著さる」などサ行四段動詞の未然形+「す／る」の形からの誤った類推と考えられる。類推が進行する過程においては、「さ」がサ行に活用する動詞の未然形として不自然な印象を与えるものでないことが、進行を後押しする一因として働いた可能性もあるだろう。

「報告」の記述は、サ変動詞が「す／る」に続く場合に専用の未然形を持つようになったという事実を捉え認めるものであるが、なぜそのような変化が生じたかについては残念ながらほとんど顧みるところがない。

せらが約マリテさとナリ、せさが約マリテさとナルハモ尤ムベキトコロナキノミナラズ、冗長ナル詞ノ節約ニナルハ、言語進化ノ常態ト云フベシ
こうした認識もやむを得ないが、「せら／せさ」が「約マリテさと」となったという捉え方は、その用法の扱いにも微妙な影を落としている。すなわち、

文法統一上甚ダ望シカラズト雖モ、現今ニアリテハ、既ニ一般普通ノモノトナリタレバ、今更ニ辞さするヲ辞せさする(中略)ト改メシムルニ忍ビズ、且ツ其用途頗ル頻繁ナルモノナレバ、止ムヲ得ズ、本項ノ如ク規定ス。
今さら規範的な形に戻せないのが望ましくないがやむを得ず、正式な形と認める、という態度が表明される。

規範文法では、後続する語によって特定の活用形に複数の形を認める例は他にもある。ここで「報告」が敢えて「望シカラズ」「止ムヲ得ズ」と言わねば

ならなかったのは、「さす／さる」が「せさす／せらる」の約まった、いわば俗語的な用法に由来するという認識に基づいているのだろう。

この二つの語法は教科書に用例を見出すことが至難であるのみならず、岡本(1982)によれば新聞にも用例は多くない。そして「さす」の用例が「市井の事件を扱ふ三面記事に見られる」ことから、ややだけた文脈との親近性があるらしいことが指摘されている。¹⁵⁾

その一方で「既ニ一般普通ノモノトナリタレバ」新たな規定も「止ムヲ得ズ」という状況がある。このことは規範的であることを強く求められる文脈とそうでない文脈とにおける使用状況の差異の存在を、あるいは規範と現実との乖離の進行を示していると考えられる。

その乖離の解消を提案するのが「報告」、具体化する施策が「許容」、であったはずなのだが、現実には「さす／さる」を新たな規範として導入する動きにはつながっていない。¹⁶⁾

「報告」の提案は従来の規範を否定するものであったが、それはあくまで文法の統一・整理を主眼に置く立場からのものであり、「望シカラズ」「止ムヲ得ズ」という excuse をともなってもいた。「さす／さる」がいわば俗語的な用法に由来するという認識があったとすれば、それは教育の場への導入に歯止めをかける一因としても働いたに違いあるまい。

1. 3 「許容」第十六項の語法

「許容」第十六項の語法もまた、国定国語読本に現れないものの一つである。「許容」の本文は次の通り。

「トイフ」トイフ語ノ代リニ「ナル」ヲ用キル習慣アル場合ハ之ニ従フモ妨ナシ

「報告」では「(十四) といふ といへる 及ビのノ代ニなるヲ用キルコト」がこれに当たる。「現行普通文ニ於テハ、一種ノ格トシテ之ヲ立ツ可シ」というのがその内容の趣旨である。このように規定する理由は、

現今ノ如ク、既ニといふものト云フトキハ冗長ニ聞ユルニ、なる者ト用キテモ耳立タヌ事トナレル以上ハ、修辞上ノ取捨ニ委セ、之ヲ用キントスルモノハ、用キテ何ノ害カアラン。

と説明されるのみで、「といふ／なる」の併用を認めるにあたっての条件などには触れるところがない。

この語法は漢文訓読に由来するとされ、「許容」もその用例として「顔回ナ

ルモノアリ」を挙げている。教科書における用例はほとんどなく、岡本（1981b）によれば、明治中期までに見られた「鞏固に漢文訓読的」な文体の「人物逸話や挿話などの全くない、編年体の」歴史教科書にはその用例が存在する。

また、明治初期の漢文直訳体の小説では固有名詞を「なる」で受ける場合が多いという報告¹⁰もあり、漢文訓読的な色合いの強い文体と結びついて用いられたことは疑いない。

「報告」の「修辭上ノ取捨ニ委セ、之ヲ用キントスルモノハ、用キテ何ノ害カアラン」という記述はこのような実態に基づき、位相差を認識した上でなされていると考えてよいだろう。

さらに岡本(1982)は、「なる」が明治初期の新聞三面記事では犯罪者など好ましからざる人物の名を受けるときに使用される傾向があること¹⁰を指摘する。そうしたマイナス評価をとまなう用法が、一時期とは言え、三面記事のくだけた文体中に確立されていたとすれば、その点でも「といふ」と等価であったとは見なしがたい。

1. 4 「許容」第三項の語法

さらに国定国語読本に現れない語法の例をあげる。

助動詞「き」の連体形「し」で文を終止させる用法である。第三項本文は次の通り。

過去ノ助動詞ノ「キ」ノ連体言ノ「シ」ヲ終止言ニ用キルモ妨ナシ
「報告」はこれについて

上ニ係リ詞ナクシテ、過去助詞_しニテ止ムル格ハ、中古文ノ例ニ倣ヒ、詠嘆ノ意ヲ含メタル一格トシテ之ヲ存スベシ

と、規範との併用、「修辭上ノ取捨ニ委ス」べきことを提言する。

本文中、連体形終止形合流の事実に触れた部分はない。また「詠嘆ノ意」を含むとしたのは、「し」の下に「ものぞナド」が省かれていると考えたことによる。実際に詠嘆の意を込めるつもりで修辭として用いられることもあったのだろう。

さらに本書は、

イツシカ人ノ耳目ニツキテ、終ニハ翻譯文ノ上ニ顯ハル、ニ至レルナラン。
直訳文ニ於テハきトアルベキ場合ヲ悉ク_しト云ヒシガ為メニ、稍厭ハシキ感ジナキニシモアラザレドモ、既ニ今日ノ如ク、多数ノ人ノ使用スルコト、ナリ、

と、この語法が欧文直訳体にきわめて広く用いられた事実を強調する。万国史の訳語訳文を精査した進藤(1987)が「助動詞キの連体形シを文末に用いることは珍しいことではなくむしろ普通だが、直訳では時制にとらわれてわずらわしいほどに出現する」と述べるように、「し」による終止は欧文の過去形に対応した訳語として定着していた。

その一方で、教科書のほか新聞においても「し」による終止が用いられることはごく希であった[岡本(1982)]。早くから連体形終止形の合流が進み、中近世を通じて広まったこの語法も、明治の一時期中には特定の文体中に特定の役割を担って頻用される語法としての意味合いが大きかったものと考えられる。ただ、明治後期には直訳書の刊行は最盛期を過ぎており、欧文直訳体も大正に入るとまもなく姿を消す。

「報告」は「詠嘆ノ意」を含む修辭的用法として「し」による終止の許容を提案した。直訳文における定着が、この語法の日常的な使用を推し進めた一面もあったのだろうが、それ以上に「詠嘆ノ意」を込めた用法が「中古文ノ例ニ倣」ったものだという認識が、この提案を支えていると考えられる。

1. 5 国定国語読本への適用との関連

ここまで「許容」に掲げられながら国定国語読本に現れることのなかった語法のいくつかについて、「報告」の記述との関連を検討してきた。

「許容」は、それらの語法が特定の文体に偏って現れることや、特定の修辭的効果を担うべきものであることなどを述べている。いずれの場合も規範的な語法と無条件に互換あるいは共存可能と認識されていたわけではない。

ある場合には文法の体系的な整理・統一を最優先するゆえに「止ムヲ得ズ」活用形式の改定が提案され、ある場合には「全ク廢スベカラザルガ如シ」として「一格」に残す提案もなされている。

「許容」はそれらを「慣用最モ弘キモノ数件」と一括して許容した。全ての項目を文言の上では等しく扱ったわけである。

しかし、国定国語読本上で文法の体系的な整理・統一を図るとすれば、改定を実施する項目は厳選せざるを得ない。「望シカラズ」しかし「止ムヲ得ズ」提案された活用形式の改定案が採用される可能性は自ずから低かったと言える。

また、特定の分野に使用の習慣が残っているゆえに「全ク廢スベカラザルガ如シ」とされた語法も、その分野が「戯曲、歌謡ノ類」では、尋常・高等小学

校における指導上の必要性は低い。少なくとも体系に敢えて例外を生じさせるほどの重要性はないだろう。

「許容」本文は各項を「用キルモ妨ナシ」と一様に扱う。しかし各項の国定国語読本への適用については、読本の内部にどのような文法体系をどのように提示するか、文語文の全体像をどのような姿に示すか、という観点から吟味されるはずである。この節で取り上げた各項に関する「報告」の記述は、それらが読本に適用されなかった理由の一端を示していると言うことができる。

2. 「報告」の記述の検討—「許容」本文との比較から—(2)

2. 0 国定国語読本に現れた「許容」の語法

次には、国定国語読本編集の過程で実際に適用された「許容」項目のうち主要なものについて、その適用の実態を踏まえつつ「報告」の該当部分の記述を検討する。

2. 1 「許容」第八項の語法

「申す」「為す」などサ行四段活用動詞に過去の助動詞「き」が下接する場合、規範文法は「申しし」「為しし」のみを認めるが、「申せし」「為せし」のかたちも中近世を通じて広く行われた。

「報告」は、

現行普通文ニ於テハサ行四段活ニ限り、已然形ニ附クラ正格ト定ムベシト、逆に「しし」を退けて「せし」を「正格」にするよう提言する。「しし」が「既ニ現行普通文上ニハ自然ニ廢セラレタルモノナルコト明カ」であり、「何トナク耳立ち態トガマシク聞ユル」という認識に基づいている。また、「しし」が「古学者、文法家」の間で遵守されるようになったのは近世国学者の指摘以後に過ぎず、それ以外の人々の間では以後もいっこうに守られない、という文面からは、これを既に形骸化した規範とみなしていることが窺える。

「許容」告示以後に刊行された第二期尋常小学読本（明治42～43年刊）、同高等小学読本（明治43～大正2年刊行）において、この「許容」第八項「佐行四段活用ノ動詞ヲ助動詞ノ「シ・シカ」ニ連ネテ「暮シシ時」「過シシカバ」ナドイフベキ場合ヲ「暮セシ時」「過セシカバ」ナドトスルモ妨ナシ」は、最も中心的に適用された項目の一つであった。

両読本における「せし」と規範的な「しし」との出現状況を示せば

(第二期)	せし	しし
尋常小学読本	9	0
高等小学読本	19	1

となる。

第一期では尋常小学読本（明治36～37年刊）、高等小学読本（明治36～37年刊）ともに「しし」に統一されており、「せし」の用例は見出すことができない。

この第二期国定読本における「せし」の出現状況は、従来の規範「しし」を廃し、新たな規範として「せし」を認定しようとする意図の反映であり、そうした意図に基づく操作の結果であると考えられる。また、「せし」による統一が図られたということは、「報告」の提案がそのまま実現されたということでもある。

岡本勲によれば、地理・理科の教科書における「せし」は「明治十年前後ですたれた」[岡本(1981a)]。逆に新聞では明治40年においても専ら「せし」であり「しし」は例外的であった[岡本(1982)]⁹。新聞の普通文も記事の性格によって一様ではないが、そのことは逆にこの「せし」と「しし」の使用状況を、社会一般に普遍し得る可能性を示しているとも言える。教科書にも新聞にも用例が少なく、許容されながら国定国語読本に現れることのなかった「さす」とは、この点に差を認めることができる。

ところが大正後期に刊行が始まった第三期国定読本において、この語法は一気にもとの規範的なかたちに戻されている。尋常・高等両読本における「せし」「しし」の出現状況を示すと

(第三期)	せし	しし
尋常小学読本	0	4
高等小学読本	1	11

となり「せし」「しし」の比率は、第二期のそれをすっかり反転させたものになっている。大正後期の国定国語読本に、このような旧来の規範への回帰とも言うべき現象が見られることの原因については島田(1999)にも私見を述べた。要は、口語文の成熟度が高まるに連れ、普通文を従来の文語文とは異なる独自のものとして整備する必要性が薄れた、まして国定国語読本で積極的にそれを推し進める必要が認められなくなった、ということである。

この「許容」第八項に関連する部分に限って言うと、「せし」を新たな規範として認めようとした「報告」の趣旨は、明治後期の国定国語読本に一度はそ

のまま取り入れられたものの、普通文をめぐる状況の変化によって大正後期以降は積極の意味を失った。国定国語読本の文語文もその趣旨とはまったく逆の方向で整えられることになったのである。

2. 2 「許容」第九・十五項の語法

一度は新たな規範として国定国語読本に採用された第八項の語法が、第三期国定読本では姿を消した一方、第二・三期を通じて国定国語読本に適用されているものに「許容」第九・十五項がある。それぞれの「許容」本文は次の通り。

九 てにをはノ「ノ」ハ動詞、助動詞ノ連体言ヲ受ケテ名詞ニ連続スルモ妨ナシ

十五 てにをはノ「モ」ハ誤解ヲ生ゼザル限リニ於テ「トモ」或ハ「ドモ」ノ如ク用キルモ妨ナシ

第三期国定読本においては適用される「許容」項目が厳選された形跡が認められる〔島田(1999)〕が、この両項は依然として読本本文に多く現れている。突出して頻用されるのは第九項である。『報告』は次のように言う。

現行普通文ノ一大源流タル漢文調點ニハ（古クハ之ヲ読マヌ例ナガラ、尚ホ夙ク之ヲ訓ミタルモアリ）往々其例アリテ、コレヨリ変化セル公用文ニ於テハ、既ニ其常格トナレリ。（十五 連体形ニ附クの）

漢文調読に由来すると言われるこの語法は、すでに普通文中に確固たる位置をしめ、公用文にも定着している。何よりも明治憲法に用例があり、「許容」告示以前の第一期国定読本にも、その条文がそのまま引用されていたほどである。

公用文に定着していた点は第十五項も同様である。『報告』は

現今ノ法令文、著書、新聞雑誌等ニ之ヲ用キルコトノ夥シキ、試ミニ、其新聞ノ何タルヲ問ハズ、取りテ之ヲ検スレバ、一篇ノ論說中、二三個以上此もヲ見出サザルモノナシ。既ニ斯クノ如クナル以上ハ、ソノ語格ノ合不合ハ姑ク之ヲ措キ、斷ジテ本項ノ如ク、此もヲ以テ正格ト定ムベキハ当然ノコト、云フベシ。（四 反接ノ意ナルも）

と、その広く普及している状況を根拠に、「語格ノ合不合ハ姑ク之ヲ措」いて、「正格」としての認定を唱えている。

また、両項の語法は、それらを認めても容認される言い回しが増えるのみであって、「せし」のように従来の規範に取って代わるわけではない点も共通している。

結果的に両語法に関する「報告」の提案は、「許容」の国定国語読本への適用に際してよく反映されているのであるが、これはむしろ新聞の論説や公用文にまで使用されている現状を追認したものと考えるべきである。

2. 3 国定国語読本への適用との関連

第二期国定読本におけるサ行四段動詞+助動詞の「し」について、「せし」による統一が図られていることは、「報告」の提案が「許容」の適用に色濃く反映した端的な例と考えられる。

この読本の改訂に際して、逆に「せし」が排除され「しし」に戻されたこと
の背景には普通文をめぐる状況の変化があり、この段階ではもはや「報告」の提案は意義を失っていたと言える。

第三期国定読本では、この他にも「許容」の適用が大幅に抑制された形跡がある〔島田(1999)〕。その中で引き続き積極的に適用された第九、十五項は、すでに公用文にも普通に用いられる語法であり、ここに取り立てて「報告」の影響を認めることは難しい。

このように、国定国語読本に適用された「許容」項目を観点としてみた場合、「報告」の提案を受け入れたものと認め得る例を指摘できるのは、第二期の尋常・高等小学読本に限られ、第三期のそれにあってはほとんどその趣旨の反映と見なせる形跡を見出せない。

3 結 語

普通文に深く浸透し、すでに公用文にまで用いられる語法が国定国語読本に採用されるのは当然の帰結かもしれないが、公的な根拠を与えてその採用を可能ならしめたのは「許容」である。

その文面では等しく扱われた16項目が、国定国語読本への適用に際してはそれぞれに異なる様相を呈する。従来の指摘に見られるように各項目の語法にはそれぞれの位相があり、それが適用の基準となったと推測される例がある。

「許容」はそのことに全く触れないが、「報告」はしばしばその位相に言及している。本稿ではその記述と各項目の適用状況との関連について検討し、いくつかの項目について関連を指摘し得た。各項目の国定国語読本への適用状況と各語法の位相とを関連づけて説明する試みは、今後ともより精緻かつ広範に行われる必要があるだろう。

一方、国定国語読本における第八項「せし」の扱いなどは、この語法の位相のみからは説明し得ない一面を有する。すなわち第二期国定読本におけるこの第八項の扱い、具体的には従来の規範を退けてこの語法による統一が図られていることについては、それが「報告」の提案に沿うかたちになっていることを確認した。

「許容」の文面はあくまで各語法の使用を“許容”したものであるが、「報告」が規範の変更を提言したものについて国定国語読本では、統一的に採用するか全く採用しないかのどちらかの方針が採られている。第二期国定読本における第八項は採用された例であり、第五・六項の「さす／さる」は採用されなかった例である。

このように「報告」の記述には、「許容」各項の国定国語読本への適用について、なぜそのような適用がなされたのかを知る上で、きわめて重要な示唆が含まれている。換言すれば、「報告」の刊行は、国定国語読本への「許容」適用方針の一部を公にする役割を、結果として果たしたのである。

[注]

- 1 たとえば「許容」で認められた「死ぬ」「恨む」を四段動詞として用いることについて、「報告」はこれをいっさい認めない立場を取っていた。このほか「報告」が提案した内容が条件の変更・付加を経て「許容」に採られている例もいくつかある。
- 2 活用形式の統一など「報告」が文法の体系的な整理を常に優先するのに対して、「許容」は断片的な語法であっても認めている。具体的な内容については島田(2000)を参照されたい。
- 3 第二・三期国定国語読本における「許容」各項の適用状況については島田(1999)に詳しく述べている。
- 4 国語調査委員会決議事項(明治35年7月4日官報)
- 5 ただし、岡本(1982)には、新聞では「使役は専ら(中略)「しむ」で表現し、「す・さす」を用ゐる事自体が少ない。」との指摘もある。島田(1999)の調査では「せさす」の用例も見出されていない。
- 6 「さる」についてひとこと補足すれば、当時の論説文にもわずかながら、その用例は見出すことができる。「平民新聞論説集」(1961,岩波書店)に例を求めてみると、たとえば片山潜の文章では、明治三十六年に書かれた「労働問題の将来」(『週間平民新聞』第2号)わずか1400字内に「さる」が6回(「せられ」は0回)使用されており顕著な特徴となっている。
しかし、4年後の「日刊平民新聞」「社会新聞」所載の文章では例外なく「せられ」と従来の規範に従っており、「さる」の語法はきれいに排除されている。問

題を過大に捉えることになることをおそれるが、口語文確立の最終段階にあった明治後期、ある個人の書く普通文に規範への回帰がおこっているとすれば興味深い事象ではある。

- 7 羅 (1997) による。「欧州奇事花柳春話」「佳人之奇遇」「泰西活劇春窓綺話」中では「人名のような固有名詞に「ナル」が使われているが、「トイフ」は殆ど見られ」ないという。
- 8 明治末期には、紙面上の人名記載から「～なる者は」「～と云ふが」のような表現形式がどちらも姿を消していることが、併せて指摘されている。
- 9 ただ、サ行四段動詞+助動詞「き」という言い回しは新聞中にそれほど頻出するわけではない。鳥田 (1999) が調査対象とした新聞論説文の約5万字中には「せし／しし」ともに現れていない。

[引用文献]

- 岡本(1981 a) 岡本勲「小学校教科書と「文法上許容ニ関スル事項」」(『国語国文』第50巻1号, 1981年1月)
- 岡本(1981 b) 岡本勲「『文法上許容ニ関スル事項』の語法の位相」(中京大学『文学部紀要』第16巻2号, 1981年11月)
- 岡本(1982) 岡本勲「明治の新聞の文章」(中京大学『文学部紀要』第16巻3・4号, 1982年)
- 岡本(1989) 岡本勲「明治文語研究の方法」(『奥村三雄教授退官記念国語学論叢』pp. 246-261 楓風社, 1989年)
- 鳥田(1998) 鳥田康行「国定国語読本における「文法上許容スベキ事項」の適用状況」(『人文科教育研究』第25号, 1998年8月)
- 鳥田(1999) 鳥田康行「国定国語読本における「文法上許容スベキ事項」の適用状況(二)―その推移と背景―」(『人文科教育研究』第26号, 1999年8月)
- 鳥田(2000) 鳥田康行「『現行普通文法改定案調査報告之一』」(北原保雄・占田東翔編, 勉誠出版) 解説」(2000年4月)
- 進藤(1987) 進藤咲子「『スウィントン万国史』の翻訳」(近代語学会『近代語研究』第七集 pp. 533-560, 武蔵野書院, 1987年)
- 羅(1997) 羅工洙「明治における漢文直訳体と慣用的な語法」(東北大学文学部『国語学研究』36集, 1997年3月)

[使用本文]

- 海後宗臣編「日本教科書大系近代編」第六・七卷，講談社（1964・1963年）
【復刻国定高等小学読本】(二)・(三)，大空社（1991年）
北原保雄・古田東朔編「現行普通文法改定案調査報告之一」，勉誠出版（2000年）